

施設の建設業務を伴わない運営業務中心の病院 P F I 事業

- ① 病院施設の建設業務を伴わない、維持管理・運営業務中心の事業
- ② 多岐にわたる選定事業者の業務範囲（医療行為以外の維持管理・運営業務）
- ③ 従来の発注者と受託事業者という立場を超え病院経営のパートナーとして、選定事業者が病院経営にも関与する仕組みを導入

1 事業の概要

公共施設の管理者	八尾市	
施設概要	所在地	大阪府八尾市龍華町 1 丁目 3 番 1 号
	敷地面積	14,999.98 m ²
	延床面積	39,280.07 m ²
	施設内容	病院（病床数：380 床、診療科目：16）
事業期間	約 16 年（準備期間約 1 年 維持管理・運営 15 年）	
施設の所有形態	BOT 方式（一部 BTO 方式）	
事業類型	サービス購入型	
総事業費	約 544 億円	
選定事業者の業務内容	病院施設等の一部整備、設備維持管理、病院運営業務、その他病院運営業務	
経緯 (予定を含む)	実施方針公表	平成 14（2002）年 09 月 10 日
	特定事業選定	平成 14（2002）年 10 月 30 日
	募集公告	平成 14（2002）年 12 月 11 日
	当選者決定	平成 15（2003）年 07 月 16 日
	契約締結	平成 16（2004）年 03 月 26 日
	供用開始	平成 16（2004）年 05 月 01 日

2 本事業の特徴

① 病院施設の建設業務を伴わない、維持管理・運営業務中心の事業

病院施設の建設業務は、PFI 手法の導入検討時にすでに発注済みであったため、本事業の事業範囲には含まれなかった。一方、病院を取り巻く環境が急激に変化している中で、従来手法では病院の経済性の確保ができないと考えられ、医療行為以外の維持管理・運営業務に対する PFI の導入可能性調査が実施された。



その結果 VFM が確認されたため、PFI 事業が導入されることとなった。

② 多岐にわたる選定事業者の業務範囲（医療行為以外の維持管理・運營業務）

本事業では、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用することを目的として、一部の施設整備、施設の維持管理、患者搬送業務を除く医療法に基づく政令 8 業務、物品管理業務、利便施設運営、総合医療システムの運営・更新等、医師や看護師等によって実施される医療行為以外の多くの業務を選定事業者任せにすることとした。その結果として選定事業者の行う業務範囲が広範囲にわたることとなり、これらを統括する選定事業者の高いマネジメント能力が必要とされることになった。

③ 従来の発注者と事業者という立場を超えて、選定事業者が病院経営の改善にも積極的に関与する仕組みを導入

選定事業者のゼネラルマネージャーが病院の幹部会議に参加し、選定事業者や協力企業のマネージャーが病院の各委員会の会議へ参加すること等により、病院職員と選定事業者や協力企業の職員との連携が図られている。従来の発注者と受託事業者という立場を超えて、選定事業者が病院経営にも積極的に関与し、市が、民間の有する経営ノウハウを公共病院の経営改善に活用することが可能となった。

3 PFI手法を採用したことの評価

① 事業運営の質の向上

給食のメニューを患者が選べる選択制の導入や、夏季に強化が必要とされる警備業務等も PFI 事業が性能仕様であるため柔軟な人員配置を行うことが可能になった。また、総合医療情報システムの運用についても、保守担当者がヘルプデスクを設置して質問に答え操作指導を行い、病院職員の要望にすぐに対応できる体制が構築される等、従来手法と比較して患者や病院職員の利便性が向上した。

② 市の財政支出の削減

4グループから提案書の提出を受け、従来手法に比べ約 12.7%の財政支出の削減が見込まれた。また、市の職員についても、調度係や営繕係の組織の廃止や、事務部門の人員の削減が可能となった。

③ 効率的・効果的なオペレーション・マネジメントの導入

例えば、従来は、別々の民間事業者により実施されていた入院患者に係るベッドメイク、清掃、配膳業務が、同一の担当者により実施されることにより、適切な時間に効率的に実施されるようになった。

選定事業者が多数の民間事業者を束ね事業を遂行することにより、高度な専門性、経営感覚が必要とされる病院運営を効率的・効果的に実施することが可能となった。また、各業務の境界領域のすきま業務も埋まるようになった。同時に、市側の受託事業者管理に関する事務負担も大幅に削減された。

④ 民間との協働を通じた行政職員の意識改革

選定事業者との包括的な協働体制の構築や、民間のビジネス手法の導入等、PFI 事業の実施は行政にとっての新しいチャレンジであり、市の職員の意識改革につながる。

4 本事業実施にあたり留意した点

① 議会への説明

本事業に PFI 手法を導入すること等について議会の理解を得るために、幾度も議会への説明を行った。

② 応募グループの組成の円滑化

民間事業者の提案応募に先立ち、本事業へ参加を希望する民間事業者について事前登録を実施した。各事業者の連絡先や参加希望の業務リストを公表し、本事業に応募する民間事業グループの組成の円滑化を図った。

③ 社会経済環境の変化への対応

15 年間という長期間にわたる事業期間中の社会経済環境の変化に対応するため、医療機器類の更新業務、診療材料・薬品等の調達に関する業務等に対するサービス対価については、定期的に協議して金額・対価を決定することとし、柔軟性をもたせる等の工夫を行った。

まとめ

- ・本事業は、建設業務はすでに発注済であったため、維持管理・運営業務を中心とした PFI 事業となった。
- ・医療行為以外の維持管理・運営業務は原則選定事業者の業務としたため、運営業務が多岐にわたることになった。
- ・選定事業者が病院経営にも積極的に関与し、民間事業者の有する経営ノウハウを公共病院の経営改善に活用することを可能としている点が特徴的である。
- ・給食メニューの充実や、情報システムの運用にヘルプデスクを設置する等、患者サービスや、病院職員向けサービスの向上等において選定事業者の有するノウハウの発揮が見込まれることとなった。
- ・従来手法に比べ約 12.7%の財政支出のコスト削減が見込まれた。